

デジタル・タコグラフ等装着助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）

の会員事業者がエコドライブ管理システムの一環として、デジタル・タコグラフ等を装着、設置する際の助成金の交付に関し、必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 デジタル・タコグラフ等とは、車両の運行状況（時間、距離、速度）等を電磁式方法により記録・解析することのできる装置であって、データの改ざんが不可能な国土交通省が認定する機器で次のものをいう。

- (1) 車載器（端末機、スピードセンサー、メモリーカード等の付属品）
- (2) デジタル・タコメーター解析装置

(助成対象)

第3条 山ト協の会員事業者で山梨県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に新たに購入した車載器を装着した車両及び車載器により記録した運行データを管理ソフト等により解析し帳票類の作成が可能な装置を新たに設置したものに助成する。

(助成金交付額)

第4条 前条の助成金交付額は次のとおりとする。

車載器 車両1台当たり装着費用の1/2（上限30,000円）とし、1事業者30台までとする（消費税を除く）。

解析装置 1事業者当り100,000円（消費税を除く）を上限とする。

但し、予算に達した場合はその時点で終了とする。

(対象期間)

第5条 毎年4月1日から翌年1月31日までの間に装着あるいは設置が完了し、かつ支払いが終了するものとする。

(実績及び助成金の請求)

第6条 デジタル・タコグラフ等を装着、設置した事業者は、様式1「デジタル・タコグラフ等助成実績報告書」(助成金交付申請書)を助成対象期間終了後の2月15日(ただし、土、日祝祭日の場合は翌日)までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には山ト協で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 山ト協は、会員事業者から前条の「デジタル・タコグラフ等助成実績報告書」(助成金交付申請書)の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る実績結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、助成金を交付する。

(導入効果等の報告)

第8条 助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. 平成18年3月 1日 制 定
2. 平成19年4月27日 一部訂正
3. 平成20年4月 1日 一部訂正
4. 平成21年4月28日 一部改正
5. 平成22年4月28日 一部改正
6. 平成23年4月28日 一部改正
7. 平成24年6月 1日 一部改正
8. 平成25年6月 1日 一部改正
9. 平成26年7月30日 一部改正
10. 平成27年6月 9日 一部改正
11. 平成28年4月 1日 一部改正
12. 平成29年4月 1日 一部改正
13. 平成30年4月 1日 一部改正

令和3年度 デジタル・タコグラフ装着助成事業

【実施要領】

令和3年4月1日

一般社
団法人 山梨県トラック協会

1. 事業の趣旨

エコドライブの計画的かつ継続的な実施を支援するため、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム機器（EMS機器）の普及を図る。

2. 助成金予算額

車載器 … 270万円

解析装置 … 10万円

3. 助成金額

会員事業者が導入する機器

◎車載器 … 1台につき装着費用（消費税除く）の1/2。
上限30,000円 1事業者30台まで

※ 国からの補助金を受けたものについては対象外とする。

◎解析装置 … 100,000円/1事業者あたり

4. 助成対象機器

エコドライブの実践に効果のあるEMS車載器で、全日本トラック協会より資料提供された対象機種リストによる。【別紙の通り】

5. 実施期間

助成金対象期間 令和3年4月1日～令和4年1月31日までに、装着・支払等すべてを完了した（完了する）もの。

6. 申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を令和4年2月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。